たつの市公告第１５１号

公　示　送　達　書

地方税法第２０条の２第１項の規定により、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、当市市税課において保管してありますので、御来庁の上、お受け取りください。

また、表中の書類は、地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなします。

令和８年７月１０日

たつの市長　山　本　　実

送達を受けるべき者の氏名	書類の根拠法令
喜多村　清海	地方税法第３７１条第１項
以下余白	